



糸保第 298 号
令和 3 年 10 月 29 日

保護者の皆様へ

糸満市長 當銘 真榮



新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛要請の終了について
(通知)

日頃より教育・保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大の影響から令和 3 年 9 月 29 日付糸保第 249 号「特別保育の終了と登園自粛の要請について」文書にて保育施設への登園自粛の要請を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の状況から、令和 3 年 10 月 31 日（日）をもって登園自粛要請を終了いたします。これにより 11 月 1 日からは保育料の減免や、認可外保育施設に対する減免費用の補助も終了いたします。

今後感染の拡大などが見られた場合は、再度登園自粛の要請を検討いたします。その際にご協力をお願いいたします。

○育児休業の復帰について

期限の延長はありませんので、求められた期限までに復帰及び就労証明書の提出をして下さい。

○保育の必要性が「求職活動」である方の就労開始期限の延長について

求職活動を行っても就労先が見つからない方は、個別に期限の延長を検討いたしますので求職活動を行っていることを証明する書類（ハローワークの申込・応募書類や不採用通知）を提出してください。正当な理由なく提出がない場合は、保育施設を退所となりますのでご注意ください。

お問い合わせ先
糸満市役所 保育こども園課
保育こども園係
TEL : 098-840-8131